

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

役員給与の損金不算入の適用判定

Q : 特殊支配同族会社の業務主宰役員にかかる役員給与の損金不算入の判定は、どのようにするのですか？

A : 次のように計算します。

【解説】

この規定は、今年度の税制改正で設けられた制度で、業務主宰役員とその関連者の持株割合等が90%以上で、常務に従事する役員割合が過半数を超える場合には、業務主宰役員給与の給与所得控除相当額が損金不算入となる制度ですが、基準期間(3年前の事業年度)における基準所得金額が800万円以下である場合、もしくは、800万円超3,000万円以下の場合で業務主宰役員給与の平均額が基準所得金額の50%以下である場合は適用除外とされているものです。基準所得金額とは、次の算式で計算した金額となります。

$$\frac{(\text{調整所得金額} - \text{調整欠損金額} - \text{過年度欠損金額の調整控除額})}{\text{事業年度数}}$$

調整所得金額とは、所得金額に業務主宰役員給与額と繰越欠損金の適用金額を加算したもので、欠損金額が生じた場合には、業務主宰役員給与額から欠損金額を控除した金額となります。次に調整欠損金額とは、業務主宰役員給与より欠損金額の方が多い場合に発生するもので、欠損金額から業務主宰役員給与の額を控除して求めます。また、過年度欠損金額の調整控除額とは、基準期間の調整所得金額から差し引かれた基準期間前に生じている欠損金額等の金額とされています。

